

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	雇用均等コンサルタント関係経費（短時間労働者均衡待遇啓発事業）			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始年度	平成24年度	事業終了（予定）年度	平成27年度	担当課室	短時間・在宅労働課		短時間・在宅労働課長 河野 恭子		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定								
根拠法令 （具体的な条項も記載）	雇用保険法第62条第1項第5号			関係する計画、通知等	「日本再興戦略」改定2015（平成27年6月30日閣議決定） 「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定） 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定） 社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）				
主要政策・施策	高齢社会対策、少子化社会対策、男女共同参画、地方創生			主要経費	社会保障				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を促進する。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）	「職務分析・職務評価」を導入する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置し、事業主の支援を行う。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額 （単位：百万円）	予算の状況	当初予算	203	187	187	0			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	203	187	187	0	0		
	執行額	177	166	集計中					
	執行率（％）	87%	89%	0%					
成果目標及び成果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	雇用均等コンサルタントが職務分析・職務評価の説明をした事業所数のうち、職務評価等を実施した事業所数の割合が80%以上	雇用均等コンサルタントが職務分析・職務評価の説明をした事業所数のうち、職務評価等を実施した事業所数の割合	成果実績	％	45.1	41	70.2	-	-
			目標値	％	80	80	80	-	-
			達成度	％	56.4	51.3	87.8	-	-
活動指標及び活動実績 （アウトプット）	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	雇用均等コンサルタントが職務分析・職務評価の説明をした事業所数	活動実績	所	1,656	1,936	1,007	-		
		当初見込み	所	-	-	1,786	-		
活動指標及び活動実績 （アウトプット）	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	雇用均等コンサルタントから説明を受けた事業所のうち、職務評価等を実施した事業所数	活動実績	所	747	793	707	-		
		当初見込み	所	-	-	714	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	執行額(X)／職務評価実施事業所数(Y)	単位当たりコスト	円	-	209,541	265,132	-		
		計算式	X/Y		-	166,166／793	187,448／707	-	
平成28・29年度予算内訳 （単位：百万円）	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	計	0	0						

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること							
	施策	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		パートタイム労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の是正割合	実績値	%	98.6	98.7	98.9	-	-
			目標値	%	90	90	90	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	「職務分析・職務評価」を導入する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置し、事業主の支援を行う。 職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を促進することにより、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保に寄与する。								
	改革項目	分野:	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-
目標値			-	-	-	-	-	-	
達成度	%		-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	-	成果実績	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	
達成度		%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									
事業所管部局による点検・改善									
国費投入の必要性	項目	評価	評価に関する説明						
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を促進する必要があることから、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業はパートタイム労働法を踏まえ、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を支援するものであり、国が実施すべき事業である。						
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	パートタイム労働法の実効性を確保する観点から、「職務分析・職務評価」を導入する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施することにより事業主の取組を促進することが必要であり、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。						
競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	パンフレットの印刷・発送は少額随契により調達している。							
一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無								
競争性のない随意契約となったものはないか。	無								

事業の効率性	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、職務分析・職務評価の導入に向けた労働保険適用事業主の取組を支援するものであり妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るためには、複数回に渡り事業所を訪問を行う等して、職務分析・職務評価の導入支援のためのコンサルティングを実施することが有効であることから、単位あたりコストは妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図る事業主を支援するための雇用均等コンサルタントの支援等に係る経費で構成されており、必要最低限のものとなっている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	バックツア一等の利用により経費が抑えられたこと等による妥当な理由によるものである		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	平成27年度行政事業レビュー公開プロセスの結果を受け、平成28年度以降は予算計上していない。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		△	成果実績は目標値の80%には達しなかったものの、前年度実績よりも大きく改善している。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		×	平成27年度行政事業レビュー公開プロセスの評価結果を受けて、平成27年度途中からコンサルタントの新規事業所訪問を停止したため、活動実績が見込みを下回った。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	職務分析・職務評価に関するリーフレット・パンフレットは、都道府県労働局において必要とする事業主等に適切に配付され、活用されている。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組の支援を行う雇用均等コンサルタント等に係る経費である。 一方、雇用均等指導員(均衡推進担当)事業は、事業主等に対し、パートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供等を行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等に係る経費である。		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局	407	雇用均等指導員(均衡推進担当)事業(短時間労働者均衡待遇啓発事業)			
点検・改善結果	点検結果	成果目標については改善傾向にあったが、平成27年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、対象事業所の選定がシステムティックに行われていないことに見られるように事業の趣旨・目的の絞り込みが不十分で、PDCAサイクルも機能しておらず、抜本的に見直すことが必要という評価になり、平成27年度までで事業を廃止した。				
	改善の方向性	平成28年度以降は予算計上していない。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
平成27年行政事業レビュー公開プロセス対象事業(事業番号0411) (評価結果) 事業全体の抜本的な改善 (とりまとめコメント) 本事業は対象事業所の選定がシステムティックに行われていないことに見られるように事業の趣旨・目的の絞り込みが不十分で、PDCAサイクルも機能しておらず、抜本的に見直すことが必要。 正社員とパートタイム労働者の均衡処遇実現のための企業における処遇制度の見直しを政策的に後押しすることが必要だとしても、今後、事業の趣旨・目的を絞り込み、例えば、対象企業の業種・地域などを戦略的に選定することや、コンサルタントを配置するという方式ではなく民間の創意工夫をより引き出す仕組みとすることを検討することなどが必要。 さらに、モデル的事業の効果を検証し、見直しのなかで事業終了年度についても検討することが必要。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	725	
平成25年度	403	平成26年度	406	平成27年度	411	

